

官報

号外 平成二年五月二十九日

○第百十八回 衆議院會議録 第十九号

平成二年五月二十九日(火曜日)

議事日程 第十一号

平成二年五月二十九日

正午開議

- 第一 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 自然環境保全法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 自然環境保全法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後零時二分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

日程第一 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長浦野休興君。

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔浦野休興君登壇〕

○浦野休興君 ただいま議題となりました地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

現行法は、いわゆる頭脳立地法とも呼ばれており、現在、この法律に基づいて承認を受けた地域において、産業の頭脳部分とも言うべき研究所やソフトウェア業等の特定事業の集積を促進するための事業が進められておるところであります。東京一極集中の傾向は依然として進行してきております。

本案は、こうした状況にかんがみ、特定事業の集積の程度が特に著しい過度集積地域たる東京都区部からの特定事業の移転を特に促進するための措置を新たに講じようとするものでありまして、その主な内容は、

- 第一に、地域振興整備公団に、過度集積地域から承認集積促進地域に事業所等を移転して特定事業を行おうとする者に対し、その移転に關し必要な資金の貸し付けを行う業務を追加すること、
- 第二に、国は特定事業に係る事業所等の過度集積地域から承認集積促進地域への移転の促進について特別の配慮をする旨を規定すること等であります。

本案は、去る三月二十日当委員会に付託され、四月二十五日武藤通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、五月二十五日質疑を行い、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第二、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長畑英次郎君。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔畑英次郎君登壇〕

○畑英次郎君 ただいま議題となりました労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、年金給付等についてのスライド要件の改善を行うとともに、休業補償への年齢階層別の最低・最高限度額の導入等を図ろうとするもので、その主な内容は、

- 第一に、年金給付等のスライドについて、年度ごとに賃金水準の変動に応じて改定する完全自動スライド制とすること、
- 第二に、休業補償給付等のスライドについて、賃金水準の変動幅の要件を一〇％に緩和すると

もに、変動率の算定方式を全規模・全産業の平均賃金を用いて一本化する事、

第三に、療養開始後一年六カ月を経過した者の休業補償給付等の給付基礎日額について、年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額を設定すること、

第四に、労災保険に特別加入している者が行う農業の事業に労働者が使用された場合、その事業を強制適用事業とすること

本案は、去る三月二十日付託となり、四月二十四日塚原労働大臣から提案理由の説明を聴取し、五月二十五日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、日本共産党より休業補償への年齢階層別の最高限度額の導入の削除について修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 自然環境保全法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第三、自然環境保全法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。環境委員長戸塚進也君。

自然環境保全法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔戸塚進也君登壇〕

○戸塚進也君 ただいま議題となりました自然環境保全法等の一部を改正する法律案について、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の自然環境保全地域における保全・利用の実態にかんがみ、その自然環境の適正な保全を図るため、現行の規定にある動植物の捕獲、採取以外の行為についてもこれを防止するとともに、四輪駆動車やスノーモービル等の無秩序な乗り入れを防止するための措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、第一に、自然環境保全地域において動植物を殺傷し、または損傷すること、自然環境保全地域の道路等以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内において車馬を使用すること等を許可を要する行為に加えること、

第二に、国立公園等の特別地域において動植物を殺傷し、または損傷すること、特別地域の道路等以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内において車馬を使用すること等を許可を要する行為に加えること、

為に加えること、

第三に、鳥獣を捕獲し、または鳥類の卵を採取する行為と同様に、これらを殺傷し、または損傷する行為を制限すること等であり、

本案は、去る四月十日本委員会に付託され、同月二十七日北川環境庁長官から提案理由の説明を聴取し、五月二十五日審査に入り、同日質疑を終了し、採決を行いましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時十二分散会

出席國務大臣

通商産業大臣 山本 富雄君
時代代理 大臣 小坂 憲次君
労働大臣 塚原 俊平君
國務大臣 北川 石松君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十五日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めるの件

一、去る二十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律 即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律 (報告書受領)

一、去る二十五日、内閣から次の報告書を受領した。

社会保障制度審議会設置法第九条の規定に基づく平成元年度社会保障制度審議会報告書 (常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

三浦 久君

東中 光雄君

東中 光雄君

三浦 久君

地方行政委員

辞任

補欠

愛野興一郎君

鈴木 俊一君

小坂 憲次君

中村正三郎君

田辺 広雄君

住 博司君

長勢 甚遠君

山本 有二君

筒井 信隆君

五島 正規君

鈴木 俊一君

愛野興一郎君

住 博司君 田辺 広雄君
 中村正三郎君 小坂 憲次君
 山本 有二郎君 長勢 甚遠君
 五島 正規君 筒井 信隆君

法務委員
 大内 啓伍君 中野 寛成君
 中野 寛成君 大内 啓伍君

大蔵委員
 富塚 三夫君 網岡 雄君
 中井 洽君 伊藤 英成君
 網岡 雄君 富塚 三夫君
 伊藤 英成君 中井 洽君

社会労働委員
 鈴木 俊一君 中谷 元君
 住 博司君 森 英介君
 山本 有二郎君 佐田玄一郎君
 網岡 雄君 富塚 三夫君
 川俣健二郎君 小林 恒人君
 五島 正規君 筒井 信隆君
 菅 直人君 阿部 昭吾君
 佐田玄一郎君 山本 有二郎君
 中谷 元君 鈴木 俊一君
 森 英介君 住 博司君
 小林 恒人君 川俣健二郎君
 筒井 信隆君 五島 正規君
 富塚 三夫君 網岡 雄君
 阿部 昭吾君 菅 直人君

農林水産委員
 阿部 昭吾君 江田 五月君
 江田 五月君 阿部 昭吾君

商工委員
 魚住 汎英君 粟屋 敏信君
 齊藤斗志二君 佐田玄一郎君
 中村正三郎君 金子 一義君
 中山 成彬君 園田 博之君
 竹村 幸雄君 貴志 八郎君
 江田 五月君 阿部 昭吾君
 粟屋 敏信君 魚住 汎英君
 金子 一義君 中村正三郎君
 佐田玄一郎君 齊藤斗志二君
 園田 博之君 中山 成彬君
 阿部 昭吾君 貴志 八郎君

運輸委員
 佐田玄一郎君 齊藤斗志二君
 園田 博之君 中山 成彬君
 貴志 八郎君 竹村 幸雄君
 阿部 昭吾君 江田 五月君

通信委員
 小林 恒人君 川俣健二郎君
 小林 恒人君 川俣健二郎君

建設委員
 中井 洽君 塚本 三郎君
 塚本 三郎君 中井 洽君

辞任
 貴志 八郎君 竹村 幸雄君
 竹村 幸雄君 貴志 八郎君

環境委員
 塚本 三郎君 中井 洽君
 中井 洽君 塚本 三郎君

予算委員
 中野 寛成君 大内 啓伍君
 大内 啓伍君 中野 寛成君

議院運営委員
 伊藤 英成君 柳田 稔君
 東中 光雄君 三浦 久君
 柳田 稔君 伊藤 英成君
 三浦 久君 東中 光雄君

(議案提出)
 一、去る二十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 医療法の一部を改正する法律案
 (議案送付)
 一、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
 向精神薬に関する条約の締結について承認を求めめるの件
 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

天皇陛下御即位記念のための十萬円の貨幣の發行に関する法律案
 国民健康保険法の一部を改正する法律案
 (議案通知書受領)
 一、去る二十五日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の締結について承認を求めめるの件
 一、去る二十五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
 即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案
 (書件通知書受領)
 一、去る二十五日、内閣から、衆議院議員平田米男君提出アトピー性皮膚炎に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成二年六月八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案
 右
 国会に提出する。
 平成二年三月二十日
 内閣総理大臣 海部 俊樹

平成二年五月二十九日 衆議院会議録第十九号

朗読を省略した議長の報告 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び同

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 承認集積促進地域において、特定事業の集積の程度が特に著しく高い地域として政令で定めるもの(以下「過度集積地域」という。)から特定事業に係る事務所又は事業所(以下「特定事業事業所等」という。)を移転して特定事業を行おうとする者に対し、その移転に關し必要な資金の貸付けを行うこと。

第八条中「又は特定事業集積促進法第七条第一項第二号の下に」若しくは第三号を、「並びに特定事業集積促進法第七条第一項第二号の下に」及び第三号を加える。

第十条の次に次の一条を加える。
(過度集積地域からの移転の促進)

第十条の二 国は、承認集積促進地域における特定事業の集積を促進する措置を講ずるに当たつては、特定事業事業所等について過度集積地域から承認集積促進地域への移転を促進することが産業の配置の適正化に特に資することにかんがみ、過度集積地域から承認集積促進地域への特定事業事業所等の移転の促進について特別の配慮をするものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における内外の経済的環境の変化に対応し、特定事業の集積の程度が特に著しく高い地域から承認集積促進地域への特定事業事業所等の移転を特に促進することが当該地域における特定事業の集積を促進し、及び産業の配置の適正化に資することにかんがみ、地域振興整備公団に当該移転に關し必要な資金の貸付けを行う業務を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における内外の経済的環境の変化に対応し、特定事業の集積の程度が特に著しく高い地域から承認集積促進地域への特定事業事業所等の移転を特に促進するための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 地域振興整備公団の業務の追加

地域振興整備公団の業務に、承認集積促進地域において、特定事業の集積の程度が特に

著しく高い地域として政令で定めるもの(以下「過度集積地域」という。)から特定事業に係る事務所又は事業所(以下「特定事業事業所等」という。)を移転して特定事業を行おうとする者に対し、その移転に關し必要な資金の貸付けを行う業務を追加する。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律
労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「確定した日」の下に「以下「算定事由発生日」という。」を加え、同条第三項を削る。

二 過度集積地域からの移転の促進に係る配慮の創設
国は、承認集積促進地域における特定事業の集積を促進する措置を講ずるに当たつては、特定事業事業所等の過度集積地域から承認集積促進地域への移転の促進について特別の配慮をするものとする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、地域経済の発展及び産業配置の適正化を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二年五月二十五日

商工委員長 浦野 休興

衆議院議長 櫻内 義雄殿

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案
右

国会に提出する。

平成二年三月二十日

内閣総理大臣 海部 俊樹

第八条の二第一項中「前条に定めるものほか、この条に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。
一 算定事由発生日の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)の翌々年度の七月以前の分として支給する年金たる保険給付については、前条の規定により給付基礎日額として算定した額に当該年金たる保険給付を支給すべき月の属する年度の前年度(当該月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、前々年度)の平均給与額(労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きまつて支給する給与の額を基礎として労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下この号及び第十六条の六第二項において同じ。)を算定事由発生日の属する年度の平均給与額で除して得た率を

基準として労働大臣が定める率を乗じて得た額を年金給付基礎日額とする。

第八条の二第二項中「該当するときは」の下に「前項の規定にかかわらず」を加え、同項第一号中「前条の規定により給付基礎日額」を「前項の規定により年金給付基礎日額」に、「保険年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ)」に属する」を「年度の」に、「保険年度の前の保険年度に属する」を「年度の前年度の」に改め、同項第二号中「前条の規定により給付基礎日額」を「前項の規定により年金給付基礎日額」に改める。

第八条の三を第八条の五とし、第八条の二の次に次の二条を加える。

第八条の三 前条第一項の規定は、障害補償一時金若しくは遺族補償一時金又は障害一時金若しくは遺族一時金の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額について準用する。この場合において、同項中「の分として支給する」とあるのは「に支給すべき事由が生じた」と、「支給すべき月」とあるのは「支給すべき事由が生じた月」と読み替えるものとする。

第八条の四 給付基礎日額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。

第十六条の六第二号中「前号の場合に支給される」を「当該権利が消滅した日において前号に掲げる場合に該当することとなるものとしたときに支給されることとなる」に改め、同条に次の一項を加える。

前項第二号に規定する遺族補償年金の額の合計額を計算する場合には、同号に規定する

権利が消滅した日の属する年度(当該権利が消滅した日の属する月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、その前年度。以下この項において同じ。)の七月以前の分として支給された遺族補償年金の額については、その現に支給された額に当該権利が消滅した日の属する年度の前年度の平均給与額を当該遺族補償年金の支給の対象とされた月の属する年度の前年度(当該月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、前々年度)の平均給与額で除して得た率を基準として労働大臣が定める率を乗じて得た額により算定するものとする。

次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額(当該死亡した日が算定事由発生日の属する年度の翌々年度の八月一日以後の日である場合にあつては、労働省令で定めるところにより第八条の三において準用する第八条の二第一項の規定の例により算定して得た額を同表の給付基礎日額とした場合に得られる額に満たないときは、その者の遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

とあるのは、「遺族補償年金の額及び遺族補償年金前払一時金の額(当該遺族補償年金前払一時金を支給すべき事由が当該権利が消滅した日の属する年度(当該権利が消滅した日の属する月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、その前年度)の七月以前に生じたものである場合にあつては、労働省令で定めるところにより次項の規定による遺族補償年金の額の算定の方法に準じ算定して得た額)」とする。

政府は、当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額(当該障害補償年金のうち当該死亡した日の属する年度(当該死亡した日の属する月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、その前年度。以下この項において同じ。)の七月以前の分として支給された障害補償年金にあつては、労働省令で定めるところにより第十六条の六第二項の規定の例により算定して得た額)及び当該障害補償年金に係る障害補償一時金の額(当該障害補償年金前払一時金を遺族補償一時金とみなして第八条の三の規定を適用したときに得られる給付基礎日額を同表の給付基礎日額とした場合に得られる額)を加え、同条第六項中「次条第六項」を「次条第七項」に改める。

政府は、当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額(当該障害補償年金のうち当該死亡した日の属する年度(当該死亡した日の属する月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、その前年度。以下この項において同じ。)の七月以前の分として支給された障害補償年金にあつては、労働省令で定めるところにより第十六条の六第二項の規定の例により算定して得た額)及び当該障害補償年金に係る障害補償一時金の額(当該障害補償年金前払一時金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度の七月以前に生じたものである場合にあつては、労働省令で定めるところにより同項の規定による遺族補償年金の額の算定の方法に準じ算定して得た額)の合計額が第五十八条第一項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額(当該死亡した日が算定事由発生日の属する年度の翌々年度の八月一日以後の日である場合にあ

政府は、当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額(当該障害補償年金のうち当該死亡した日の属する年度(当該死亡した日の属する月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、その前年度。以下この項において同じ。)の七月以前の分として支給された障害補償年金にあつては、労働省令で定めるところにより第十六条の六第二項の規定の例により算定して得た額)及び当該障害補償年金に係る障害補償一時金の額(当該障害補償年金前払一時金を遺族補償一時金とみなして第八条の三の規定を適用したときに得られる給付基礎日額を同表の給付基礎日額とした場合に得られる額)を加え、同条第六項中「次条第六項」を「次条第七項」に改める。

政府は、当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額(当該障害補償年金のうち当該死亡した日の属する年度(当該死亡した日の属する月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、その前年度。以下この項において同じ。)の七月以前の分として支給された障害補償年金にあつては、労働省令で定めるところにより第十六条の六第二項の規定の例により算定して得た額)及び当該障害補償年金に係る障害補償一時金の額(当該障害補償年金前払一時金を遺族補償一時金とみなして第八条の三の規定を適用したときに得られる給付基礎日額に相当する額)を加え、同条第三項の次に次の一項を加える。

遺族補償年金前払一時金が支給された場合における第十六条の六の規定の適用については、同条第一項第二号中「遺族補償年金の額」

政府は、当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額(当該障害補償年金のうち当該死亡した日の属する年度(当該死亡した日の属する月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、その前年度。以下この項において同じ。)の七月以前の分として支給された障害補償年金にあつては、労働省令で定めるところにより第十六条の六第二項の規定の例により算定して得た額)及び当該障害補償年金に係る障害補償一時金の額(当該障害補償年金前払一時金を支給すべき事由が当該死亡した日の属する年度の七月以前に生じたものである場合にあつては、労働省令で定めるところにより同項の規定による遺族補償年金の額の算定の方法に準じ算定して得た額)の合計額が第五十八条第一項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額(当該死亡した日が算定事由発生日の属する年度の翌々年度の八月一日以後の日である場合にあ

つては、労働省令で定めるところにより第八
条の三において準用する第八條の二第一項の
規定の例により算定して得た額を同表の給付
基礎日額とした場合に得られる額)に満たな
いときは、その者の遺族に対し、その請求に
基づき、保険給付として、その差額に相当す
る額の障害年金差額一時金を支給する。

第六十三條第三項中「第六十條第三項、第四
項及び第六項」を「第六十條第三項から第五項
まで及び第七項」に、「同條第六項」を「同條第四
項中「第十六條の六」とあるのは「第二十二條の四
第三項の規定により読み替えられた第十六條の
六」と、「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族年
金の額」と、同條第七項に改める。
第六十四條から第六十六條までを削る。
第六十七條第二項第二号中「第十六條の第六
二号」を「第十六條の六第一項第二号」に改め、
同條を第六十四條とする。

別表第二遺族補償一時金の項中「第十六條の
六第一号」を「第十六條の六第一項第一号」に、
「第十六條の六第二号」を「第十六條の六第一項
第二号」に改める。
第二條 労働者災害補償保険法の一部を次のよう
に改正する。

第八條の五を第八條の六とし、第八條の四を
第八條の五とし、第八條の三を第八條の四とす
る。

第八條の二第一項中「前條」を「第八條」に改
め、同條第二項を次のように改める。

前條第二項から第四項までの規定は、年金
給付基礎日額について準用する。この場合に
おいて、同條第二項中「前項」とあるのは「次

條第一項」と、同項第一号中「休業補償給付
等」とあるのは「年金たる保険給付」と、「支給
すべき事由が生じた日」とあるのは「支給すべ
き月」と、「四半期の初日(次号)とあるのは
「年度の八月一日(当該月が四月から七月まで
の月に該当する場合にあつては、当該年度の
前年度の八月一日。以下この項」と、「年齢
の」とあるのは「年齢(遺族補償年金又は遺族
年金を支給すべき場合にあつては、当該支給
すべき事由に係る労働者の死亡がなかつた
ものとして計算した場合に得られる当該労働
者の基準日における年齢。次号において同
じ。の」と、同項第二号中「休業補償給付等」
とあるのは「年金たる保険給付」と読み替える
ものとする。

第八條の二第三項及び第四項を削り、同條を
第八條の三とする。
第八條の次に次の一條を加える。
第八條の二 休業補償給付又は休業給付(以下
この条において「休業補償給付等」という。)の
額の算定の基礎として用いる給付基礎日額
(以下この条において「休業給付基礎日額」と
いう。)については、次に定めるところによ
る。

一 次号に規定する休業補償給付等以外の休
業補償給付等については、前條の規定によ
り給付基礎日額として算定した額を休業給
付基礎日額とする。
二 一月から三月まで、四月から六月まで、
七月から九月まで及び十月から十二月まで
の各区分による期間(以下この条において
「四半期」という。)ごとの平均給与額(労働

省において作成する毎月勤労統計における
毎月きまつて支給する給与の額を基礎とし
て労働省令で定めるところにより算定した
労働者一人当たりの給与の一箇月平均額を
いう。以下この号において同じ。)が、算定
事由発生日の属する四半期(この号の規定
により算定した額(以下この号において「改
定日額」という。)を休業給付基礎日額とす
ることとされている場合にあつては、当該
改定日額を休業補償給付等の額の算定の基
礎として用いるべき最初の四半期の前々四
半期)の平均給与額の百分の百十を超え、
又は百分の九十を下るに至つた場合におい
て、その上昇し、又は低下するに至つた四
半期の翌々四半期に属する最初の日以後に
支給すべき事由が生じた休業補償給付等に
ついては、その上昇し、又は低下した比率
を基準として労働大臣が定める率を前條の
規定により給付基礎日額として算定した額
(改定日額を休業給付基礎日額とすること
とされている場合にあつては、当該改定日
額)に乗じて得た額を休業給付基礎日額と
する。

労働者一人当たりの給与の一箇月平均額を
いう。以下この号において同じ。)が、算定
事由発生日の属する四半期(この号の規定
により算定した額(以下この号において「改
定日額」という。)を休業給付基礎日額とす
ることとされている場合にあつては、当該
改定日額を休業補償給付等の額の算定の基
礎として用いるべき最初の四半期の前々四
半期)の平均給与額の百分の百十を超え、
又は百分の九十を下るに至つた場合におい
て、その上昇し、又は低下するに至つた四
半期の翌々四半期に属する最初の日以後に
支給すべき事由が生じた休業補償給付等に
ついては、その上昇し、又は低下した比率
を基準として労働大臣が定める率を前條の
規定により給付基礎日額として算定した額
(改定日額を休業給付基礎日額とすること
とされている場合にあつては、当該改定日
額)に乗じて得た額を休業給付基礎日額と
する。

労働者一人当たりの給与の一箇月平均額を
いう。以下この号において同じ。)が、算定
事由発生日の属する四半期(この号の規定
により算定した額(以下この号において「改
定日額」という。)を休業給付基礎日額とす
ることとされている場合にあつては、当該
改定日額を休業補償給付等の額の算定の基
礎として用いるべき最初の四半期の前々四
半期)の平均給与額の百分の百十を超え、
又は百分の九十を下るに至つた場合におい
て、その上昇し、又は低下するに至つた四
半期の翌々四半期に属する最初の日以後に
支給すべき事由が生じた休業補償給付等に
ついては、その上昇し、又は低下した比率
を基準として労働大臣が定める率を前條の
規定により給付基礎日額として算定した額
(改定日額を休業給付基礎日額とすること
とされている場合にあつては、当該改定日
額)に乗じて得た額を休業給付基礎日額と
する。

労働者一人当たりの給与の一箇月平均額を
いう。以下この号において同じ。)が、算定
事由発生日の属する四半期(この号の規定
により算定した額(以下この号において「改
定日額」という。)を休業給付基礎日額とす
ることとされている場合にあつては、当該
改定日額を休業補償給付等の額の算定の基
礎として用いるべき最初の四半期の前々四
半期)の平均給与額の百分の百十を超え、
又は百分の九十を下るに至つた場合におい
て、その上昇し、又は低下するに至つた四
半期の翌々四半期に属する最初の日以後に
支給すべき事由が生じた休業補償給付等に
ついては、その上昇し、又は低下した比率
を基準として労働大臣が定める率を前條の
規定により給付基礎日額として算定した額
(改定日額を休業給付基礎日額とすること
とされている場合にあつては、当該改定日
額)に乗じて得た額を休業給付基礎日額と
する。

層(以下この条において単に「年齢階層」と
いう。)ごとに休業給付基礎日額の最低限度
額として労働大臣が定める額のうち、当該
休業補償給付等を受けるべき労働者の当該
休業補償給付等を支給すべき事由が生じた
日の属する四半期の初日(次号において「基
準日」という。)における年齢の属する年齢
階層に係る額に満たない場合、当該年齢階
層に係る額

前項の規定により休業給付基礎日額とし
て算定した額が、年齢階層ごとに休業給付
基礎日額の最高限度額として労働大臣が定
める額のうち、当該休業補償給付等を受け
るべき労働者の基準日における年齢の属す
る年齢階層に係る額を超える場合、当該年
齢階層に係る額

前項第一号の労働大臣が定める額は、毎
年、年齢階層ごとに、労働省令で定めるとこ
ろにより、当該年齢階層に属するすべての労
働者を、その受けている一月当たりの賃金の
額(以下この項において「賃金月額」という。)
の高低に従い、二十の階層に区分し、その区
分された階層のうち最も低い賃金月額に係る
階層に属する労働者の受けている賃金月額の
うち最も高いものを基礎とし、労働者の年齢
階層別の就業状態その他の事情を考慮して定
めるものとする。

前項の規定は、第二項第二号の労働大臣が
定める額について準用する。この場合におい
て、前項中「最も低い賃金月額に係る」とある
のは、「最も高い賃金月額に係る階層の直近
下位の」と読み替えるものとする。

第十四条第一項ただし書中「給付基礎日額」の下に「(第八条の第二項第二号に定める額(以下この項において「最高限度額」という。))を給付基礎日額とすることとされている場合にあつては、同号の規定の適用がないものとした場合における給付基礎日額」を加え、「控除した額」を「控除して得た額(当該控除して得た額が最高限度額を超える場合にあつては、最高限度額に相当する額)」に改め、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、「(その額が第二項において準用する労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定により改定された場合には、その改定後の額)」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第二十二條の二第二項中「第十四条第一項、第三項及び第四項並びに」を「第十四条及び」、同条第三項中「前項」とあり、及び「次項」とあるのは「第二十二條の二第三項」と、同条第四項中「第二項において」とあるのは「第二十二條の二第三項において」と、「同条第二項中」に改め、同条第四項中「第二項」を、「前項」に改め、「(その額が前項において準用する労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定により改定された場合には、その改定後の額)」を削り、同条第三項を削る。

第五十八條第一項中「第八条の三」を「第八条の四」に、「第八条の二第一項」を「第八条の第三項」に改める。
第五十九條第二項及び第六十條第二項中「第八条の三」を「第八条の四」に改める。
第六十一條第一項中「第八条の三」を「第八条の四」に、「第八条の二第一項」を「第八条の第三項」に改める。

平成二年五月二十九日 衆議院会議録第十九号

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
附則第十二条第一項中「第二条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第三条第一項に規定する」を「次に掲げる」に、「同項」を「労働者災害補償保険法第三条第一項」に改め、同項に次の二号を加える。

- 一 第二条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第三条第一項に規定する事業
- 二 労働者災害補償保険法第二十九条第一項第三号の規定の適用を受ける者のうち同法第二十七條第三号又は第五号に掲げる者が行う当該事業又は当該作業に係る事業(その者が同法第二十九条第一項第三号の規定の適用を受けなくなった後引き続き労働者を使用して行い事業を含む。)であつて、農業(畜産及び養蚕の事業を含む。)に該当するもの

附則第十二條第二項中「に規定する」を「の政令で定める」に改める。
附則
(施行期日)
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条の規定並びに次条、附則第七條、第十一條、第十二條、第十四條及び第十六條の規定 平成二年八月一日
二 第二条の規定並びに附則第三条から第五条

まで、第八条から第十条まで、第十三條及び第十五條の規定 平成二年十月一日
三 第三条の規定及び附則第六條の規定 平成三年四月一日
(第一条の規定の施行に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定の施行の日前の期間に係る労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付の額並びに同日前に支給すべき事由の生じた同法の規定による障害補償一時金、障害補償年金差額一時金及び障害補償年金前払一時金並びに遺族補償一時金及び遺族補償年金前払一時金並びに障害一時金、障害年金差額一時金及び障害年金前払一時金並びに遺族一時金及び遺族年金前払一時金の額については、なお従前の例による。

第一条の規定の施行の日前の期間に係る労働者災害補償保険法の規定による改正後の労働者災害補償保険法第十四條第二項又は第二十二條の二第三項において準用する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九號)第七十六條第二項及び第三項の規定により休業補償給付又は休業給付の額が改定されたものに對して引き続き第二条の規定による改正後の労働者災害補償保険法(以下「新労働者災害補償保険法」という。)の規定による休業補償給付又は休業給付を支給する場合における新労働者災害補償保険法第十四條の二第一項の規定の適用については、同項第二号中「算定事由発生日の属する四半期」とあるのは「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)第二条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第十四條第一項の規定は、第一条の規定の施行の日前の

期間に係る労働者災害補償保険法の規定による遺族年金が支給された場合について準用する。
この場合において、前項中「同条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第十六條の六」とあるのは「同条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第二十二條の四第三項の規定により読み替えられた同法第十六條の六」と、「遺族補償年金」とあるのは「遺族年金」と読み替えるものとする。
(第二条の規定の施行に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定の施行の日前に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付及び休業給付の額については、なお従前の例による。

第四条 第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第八條第一項に規定する算定事由発生日が第二条の規定の施行の日前である者(以下「継続休業者」という。)であつて、同条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第十四條第二項又は第二十二條の二第三項において準用する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九號)第七十六條第二項及び第三項の規定により休業補償給付又は休業給付の額が改定されたものに對して引き続き第二条の規定による改正後の労働者災害補償保険法(以下「新労働者災害補償保険法」という。)の規定による休業補償給付又は休業給付を支給する場合における新労働者災害補償保険法第十四條の二第一項の規定の適用については、同項第二号中「算定事由発生日の属する四半期」とあるのは「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)第二条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第十四條第一項の規定は、第一条の規定の施行の日前の

まで、第八条から第十条まで、第十三條及び第十五條の規定 平成二年十月一日
三 第三条の規定及び附則第六條の規定 平成三年四月一日
(第一条の規定の施行に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定の施行の日前の期間に係る労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付の額並びに同日前に支給すべき事由の生じた同法の規定による障害補償一時金、障害補償年金差額一時金及び障害補償年金前払一時金並びに遺族補償一時金及び遺族補償年金前払一時金の額については、なお従前の例による。
第一条の規定の施行の日前の期間に係る労働者災害補償保険法の規定による改正後の労働者災害補償保険法第十四條第二項又は第二十二條の二第三項において準用する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九號)第七十六條第二項及び第三項の規定により休業補償給付又は休業給付の額が改定されたものに對して引き続き第二条の規定による改正後の労働者災害補償保険法(以下「新労働者災害補償保険法」という。)の規定による休業補償給付又は休業給付を支給する場合における新労働者災害補償保険法第十四條の二第一項の規定の適用については、同項第二号中「算定事由発生日の属する四半期」とあるのは「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)第二条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第十四條第一項の規定は、第一条の規定の施行の日前の

二項又は第二十二條の二第三項において準用する労働基準法第七十六條第二項及び第三項の規定による改定後の額により休業補償給付等を支給すべき最初の四半期の前々四半期(当該改定が同項の規定によりなされた場合であつて労働省令で定めるときにあつては、労働省令で定める四半期の平均給与額」と、「前々四半期」の平均給与額」とあるのは、「前々四半期」の平均給与額」と、「前々四半期」の平均給与額として算定した額」とあるのは「当該改定後の額の六十分の百に相当する額」とする。

第五條 継続休業者に対し新労災保険法の規定による休業補償給付又は休業給付を支給すべき場合における新労災保険法第八條の二第二項の規定の適用については、同項中「当該休業補償給付等に係る療養を開始した日」とあるのは、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)第二条の規定の施行の日」とする。

(第三条の規定の施行に伴う経過措置)
第六條 第三條の規定の施行の際現に行われてい事業であつて、同條の規定による改正後の失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第十二條第一項第一号に掲げる事業に該当するものに関する労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第三條の規定の適用については、同条中「その事業が開始された日」とあるのは、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)第三條の規定の施行の日」とする。

(船員保険法の一部改正)
第七條 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
附則第五項中「第六十四條」を「第八條の二第一項第二号」に、「障害補償年金、遺族補償年金又ハ傷病補償年金ノ額ノ改定ノ措置」を「給付基礎日額ノ算定ノ方法」に改め、附則第六項中「第六十五條」を「第八條の三ニ於テ準用スル同法第八條の二第一項第二号」に、「障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償一時金、遺族補償一時金又ハ遺族補償年金前払一時金ノ額ノ改定ノ措置」を「給付基礎日額ノ算定ノ方法」に改める。
第八條 船員保険法の一部を次のように改正する。
附則第五項中「第八條の二第一項第二号」を「第八條の三第一項第二号」に改め、附則第六項中「第八條の三」を「第八條の四」に、「第八條の二第一項第二号」を「第八條の三第一項第二号」に改める。
(国家公務員災害補償法の一部改正)
第九條 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第四條の二第三項中「第八條の二第二項」を「第八條の三第二項」において準用する同法第八條の二第二項」に改める。
(地方公務員災害補償法の一部改正)
第十條 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第二條第十項中「第八條の二第二項」を「第八條の三第二項」において準用する同法第八條の二第二項」に改める。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)
第十一條 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。
第十二條第三項及び第二十條第一項中「第十二條の六第二号」を「第十六條の六第一項第二号」に改める。

旧船員保険法附則第六項	第六十四條	第六十五條	第八條の二第一項第二号
障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、遺族補償一時金又ハ遺族補償年金前払一時金ノ額ノ改定ノ措置	障害補償年金、遺族補償年金又ハ傷病補償年金ノ額ノ改定ノ措置	障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、遺族補償一時金又ハ遺族補償年金前払一時金ノ額ノ改定ノ措置	給付基礎日額ノ算定ノ方法
第八條の三ニ於テ準用スル同法第八條の二第一項第二号	給付基礎日額ノ算定ノ方法	第八條の三ニ於テ準用スル同法第八條の二第一項第二号	給付基礎日額ノ算定ノ方法

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)
第十二條 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
附則第八十七條第三項の表旧船員保険法第五十條ノ三ノ二の項の次に次のように加える。

第十三條 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
附則第八十七條第三項の表旧船員保険法附則第五項の項中「第八條の二第一項第二号」を「第八條の三第一項第二号」に、同表旧船員保険法附則第六項の項中「第八條の三」を「第八條の四」に、「第八條の二第一項第二号」を「第八條の三第一項第二号」に改める。
附則第十六條第七項中「新労災保険法第十四條第一項」を「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)第二條の規定による改正後の労働者災害補償保険法(次項において「平成二年改正後の労働保険法」といふ)第十四條第一項」に改め、「その額が同条第二項において準用する労働基準法(昭和

二十二年法律第四十九号)第七十六條第二項及び第三項の規定により改定された場合には、その改定後の額」を削り、同条第八項中「新労災保険法第二十二條の二第二項において準用する新労災保険法第十四條第一項」を「平成二年改正後の労働保険法第二十二條の二第二項において準用する平成二年改正後の労働保険法第十四條第一項」に改め、「その額が新労災保険法第二十二條の二第三項において準用する労働基準法第七十六條第二項及び第三項の規定により改定された場合には、その改定後の額」を削る。
(労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第十四條 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する

法律(昭和六十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「新労災保険法第八条の二第二項第二号」を「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)」

第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号に、「同項(新労災保険法第六十五条の二第二項(同条第二項において準用する場合を含む。))において読み替えて適用する場合を含む。」を「同条第一項及び第二項」に、「新労災保険法第八条の二第二項」を「同条第一項」に改める。

第十五条 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「第一条の規定による改正後」を「第二条の規定による改正後」に、「第八条の二第二項第二号」を「第八条の三第二項」において準用する同法第八条の二第二項第二号に、「同条第一項及び第二項」を「同法第八条の二第二項」に、「同条第一項」を「同法第一項」に改める。

第十六条 附則第二条から第六条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

理由 最近における社会経済情勢にかんがみ、年金たる保険給付の給付基礎日額を賃金水準の変動に応じて算定することとするに、療養開始後一

年六箇月を経過した労働者の休業に係る保険給付の給付基礎日額につき年齢階層別の最低限度額及び最高限度額を定めることとする等労働者災害補償保険による保険給付の内容の改善等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、年金給付等に係るスライド要件の改善を行うとともに、休業補償への年齢階層別の最低・最高限度額の導入等を図ろうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 年金及び一時金たる保険給付のスライドについて、年度ごとに賃金水準の変動(現行六パーセント)に応じて改定する完全自動賃金スライド制とするものとする。

2 休業補償給付及び休業給付のスライドについて、賃金水準の変動幅の要件を十パーセント(現行二十パーセント)に緩和するとともに、変動率の算定方式を全規模・全産業の平均賃金を用いて一本化するものとする。

3 療養開始後一年六箇月を経過した者の休業補償給付及び休業給付に係る給付基礎日額について、年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額を設定するものとする。

4 労災保険に特別加入している者が行う農業の事業に労働者が使用された場合、当該事業を強制適用事業とするものとする。

5 この法律は、年金及び一時金のスライド制の改善については平成二年八月一日、休業補償給付及び休業給付のスライド制の改善並びにこれらの給付の給付基礎日額への最低・最高限度額の導入については同年十月一日、農業の事業への適用拡大については平成三年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

最近における社会経済情勢の変化にかんがみ、年金給付等のスライド要件の改善を行うとともに、休業補償給付等への年齢階層別の最低限度額及び最高限度額の導入等を図ることは、時宜に適するものと認め、本法案は可決すべきものと議決した。

また、本法案に対して、日本共産党より、休業補償給付等への最高限度額の導入の削除について修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本法案施行に要する経費

平成二年度労働保険特別会計(労働省所管)の労災勘定に三十一億三千三百二十一万五千円が計上されている。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して塚原労働大臣より日本共産党提出の修正案に対して、「反対である。」旨の意見が述べられた。右報告する。

平成二年五月二十五日

社会労働委員長 畑 英次郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

(別紙)

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 高齢化の進展を踏まえ、重度障害者等に対する介護に係る補償のあり方を含め被災労働者の介護施策について、積極的に検討を進めると。

二 長期療養者に対する給付については、これまでの国会における審議の経過を踏まえ、個々の被災者の症状の推移に即し、主治医の意見を尊重して、適切に行うこと。

三 治癒後の医療措置を対象とするアフターケア制度、社会復帰援助制度等の拡充等を図るとともに、職業安定機関、職業能力開発機関等との連携のもとに、被災労働者の早期社会復帰の促進に努めること。

四 各種給付における被災時年齢等による不均衡の問題については、年功賃金体系にない労働者や高齢者の問題に留意しつつ、引き続き検討を進めること。

五 給付基礎日額の最低保障額を最近の賃金水準の上昇の推移にかんがみ早急に引き上げるとともに、引き続きその改善に努めること。

六 業務に起因する脳・心疾患による突然死を予防する観点から、業務との関連について医学的な調査・研究を進めるとともに、職場における健康管理施策及び労働時間の短縮を積極的に推

進すること。また、脳・心疾患に係る突然死の業務上外の認定については、医学的知見の動向に十分注意を払いつつ、適切な運用に努めること。

七 労働災害の防止、保険給付の認定・審査請求処理の迅速化等を図るため、関係職員を増員を含め行政体制の充実強化を図ること。

自然環境保全法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二年四月十日

内閣総理大臣 海部 俊樹

自然環境保全法等の一部を改正する法律 (自然環境保全法の一部改正)

第一条 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同項第七号中「植物」の下に「を採取し、若しくは損傷し、」を加え、同項第九号中「捕獲し」の下に「若しくは殺傷し」を加え、「採取する」を「採取し、若しくは損傷する」に改める。

第二十五条第四項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同項に次の一号を加える。

四 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

第二十六条第三項中「捕獲し」の下に「若しくは殺傷し」を加え、「採取してはを」を「採取し、若しくは損傷しては」に改め、同項第一号、第二

号、第四号及び第五号中「行なう」を「行う」に改める。

第二十七条第三項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同項第五号中「採捕する」を「捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する」に改める。

第五十三条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第五十四条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「附せられた」を「付せられた」に改める。

第五十五条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第五十六条中「五万円」を「二十万円」に改める。

(自然公園法の一部改正)

第二条 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第八号中「採取する」を「採取し、又は損傷する」に改め、同項第九号中「へい」を「掘」に改め、同項に次の一号を加える。

十 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

第十八条第三項第一号中「前条第三項各号」を「前条第三項第一号から第七号まで及び第九号」に改め、同項第二号を同項第二号の二とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 木竹を損傷すること。

第十八条第三項第五号中「火入れ」を「火入れ」に改め、同項第六号中「植物」を「木竹以外の植物

を採取し、若しくは損傷し、」に改め、同項第七号中「捕獲し」の下に「若しくは殺傷し」を加え、「採取する」を「採取し、若しくは損傷する」に改め、同項第八号中「地域内へ車馬を入れる」を「地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる」に改める。

第十八条の二第三項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「採捕する」を「捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する」に改める。

第四十九条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第五十条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「附せられた」を「付せられた」に改める。

第五十一条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第五十二条中「五万円」を「二十万円」に改める。

(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正)

第三条 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条ノ四第一項中「之ヲ捕獲スル」を「其ノ捕獲(殺傷ヲ含ム)以下同ジヲ為ス」に改める。

第二条中「之ヲ」を「其ノ」に、「採取スル」を「採取(損傷ヲ含ム)以下同ジヲ為ス」に改める。

第三条中「之ヲ」を「其ノ」に、「捕獲スル」を「捕獲ヲ為ス」に改める。

第八条ノ三第七項中「狩猟鳥獣ヲ捕獲スル」を「狩猟鳥獣ノ捕獲ヲ為ス」に改める。

第十一条第一項中「鳥獣ヲ捕獲スル」を「鳥獣ノ捕獲ヲ為ス」に改める。

第十二条第一項中「鳥獣ヲ捕獲シ又ハ鳥類ノ卵ヲ採取スル」を「鳥獣ノ捕獲又ハ鳥類ノ卵ノ採取ヲ為ス」に改める。

第十三条中「捕獲シタル」を「捕獲ヲ為シタル」に改める。

第十四条第三項中「狩猟鳥獣ヲ捕獲スル」を「狩猟鳥獣ノ捕獲ヲ為ス」に改める。

第十五条中「鳥獣ヲ捕獲スル」を「鳥獣ノ捕獲ヲ為ス」に改める。

第十九条中「鳥獣ヲ捕獲シ、又ハ鳥類ノ卵ヲ採取セントスル」を「鳥獣ノ捕獲又ハ鳥類ノ卵ノ採取ヲ為セントスル」に改める。

第二十条中「捕獲シタル」を「捕獲ヲ為シタル」に、「採取シタル」を「採取ヲ為シタル」に改める。

第二十条ノ二第一項中「捕獲シ、又ハ採取シタル」を「捕獲又ハ採取ヲ為シタル」に、「採取セル」を「採取ヲ為セル」に改める。

第二十一条第一項中「三十万円」を「五十万円」に改め、同項第一号中「第三条」を「第一条ノ四第一項、第二条、第三条」に改める。

第二十二条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第一条ノ四第一項、第二条」を削る。

第二十二條ノ二中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第二十三条中「十万円」を「二十万円」に改める。

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(火薬類取締法の一部改正)

第二条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号中「鳥獣を捕獲すること」を「鳥獣の捕獲(殺傷を含む。)をする目的」に改める。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第三条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第四項第一号中「ライフル銃による獣類の捕獲」の下に「(殺傷を含む。以下同じ)」を加える。

理 由

自然環境保全地域等における自然環境の適正な保全を図るため、許可を要する行為として、動物を殺傷し、又は損傷する行為を加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自然環境保全法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近の自然環境保全地域等における保全・利用の実態にかんがみ、自然環境保全地域等の自然環境の適正な保全を図るため、現行の規定にある動植物の捕獲、採取以外の行為についてもこれを防止するとともに、四輪駆動車やスノーモービル等の無秩序な乗り入れを防止するための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 自然環境保全法の一部改正

(一) 自然環境保全地域等において動植物を捕獲し、又は採取する行為と同様にこれらを殺傷し、又は損傷する行為を制限すること。

(二) 自然環境保全地域の道路等以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内において車馬の使用等の行為を制限すること。

2 自然公園法の一部改正

(一) 特別地域において動植物を捕獲し、又は採取する行為と同様にこれらを殺傷し、又は損傷する行為を制限すること。

(二) 特別地域の道路等以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内において車馬の使用等の行為を制限するほか、特別保護地区内において動力船の使用等の行為を制限すること。

3 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正

鳥獣を捕獲し、又は鳥類の卵を採取する行為と同様にこれらを殺傷し、又は損傷する行為を制限すること。

4 その他

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) 罰則の規定を整備すること。

(三) 関係法律について所要の改正を行うほか、所要の規定の整理を行うこと。

二 議案の可決理由

自然環境保全地域等における自然環境の適正な保全を図るため、許可を要する行為を追加し

ようとする措置は妥当と認め、本案は可決すべきものと議決した。
右報告する。

平成二年五月二十五日

環境委員長 戸塚 進也

衆議院議長 櫻内 義雄殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話

03(587)4302

定 価

本号一部
一一三円
(税別)